

**事例の区分**

事業区分	上下水道整備事業
配慮概要	下水道処理場内の修景及び下水処理水を再利用した修景池の整備

**事業の概要**

事業名	流域下水道事業場内整備 (太田川流域下水道、芦田川流域下水道、沼田川流域下水道)
実施場所	太田川流域下水道東部浄化センター、芦田川流域下水道芦田川浄化センター、沼田川流域下水道沼田川浄化センター
事業主体	広島県(担当機関:広島・福山・尾三地域事務所建設局)
実施期間	昭和59年度~
全体事業費	-
事業規模等	東部浄化センター、芦田川浄化センター、沼田浄化センターの緑地帯の修景、修景池
事業概要	本整備は、処理場施設内の緑化及びイメージアップ並びに処理水の再利用を図るため、各処理化センター内に緑地帯の修景及び修景池を設置した。

**環境配慮の内容****緑地帯**

- ・ 処理場施設の外周に樹木を植樹
- ・ 樹木の選定には、周辺景観との調和を考慮
- ・ 散水は、処理水を再利用

**修景池**

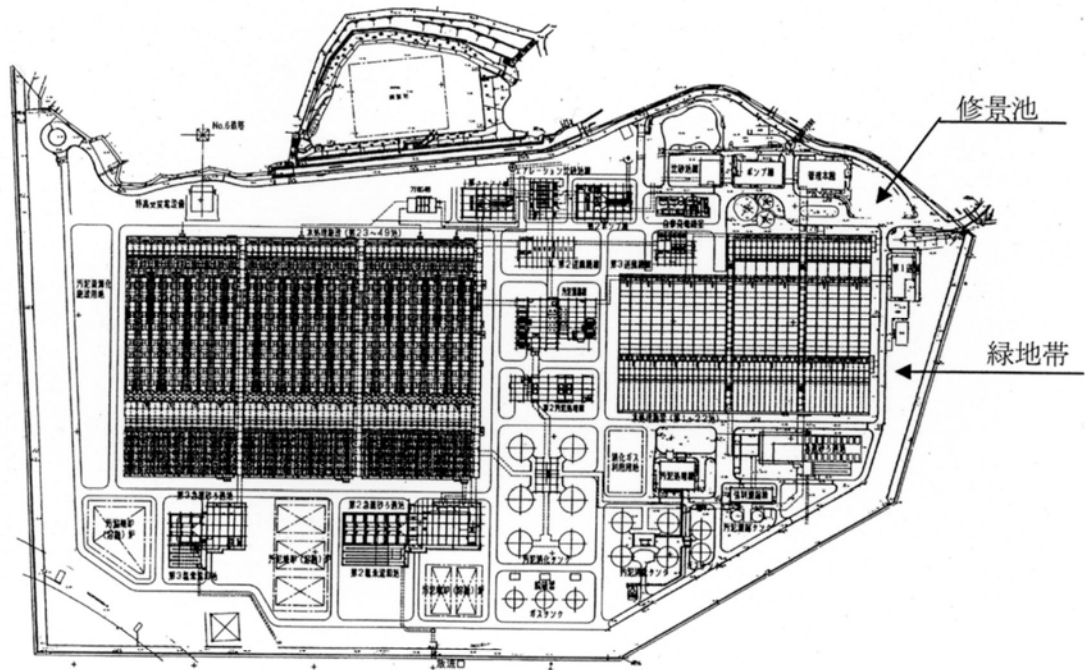
- ・ 修景用水は処理水を再利用
- ・ 池の設置には、天然素材の利用や生物生息など自然環境に配慮  
(自然石の採用、水生植物の移植、鯉などの淡水魚の放流)

**環境配慮の結果**

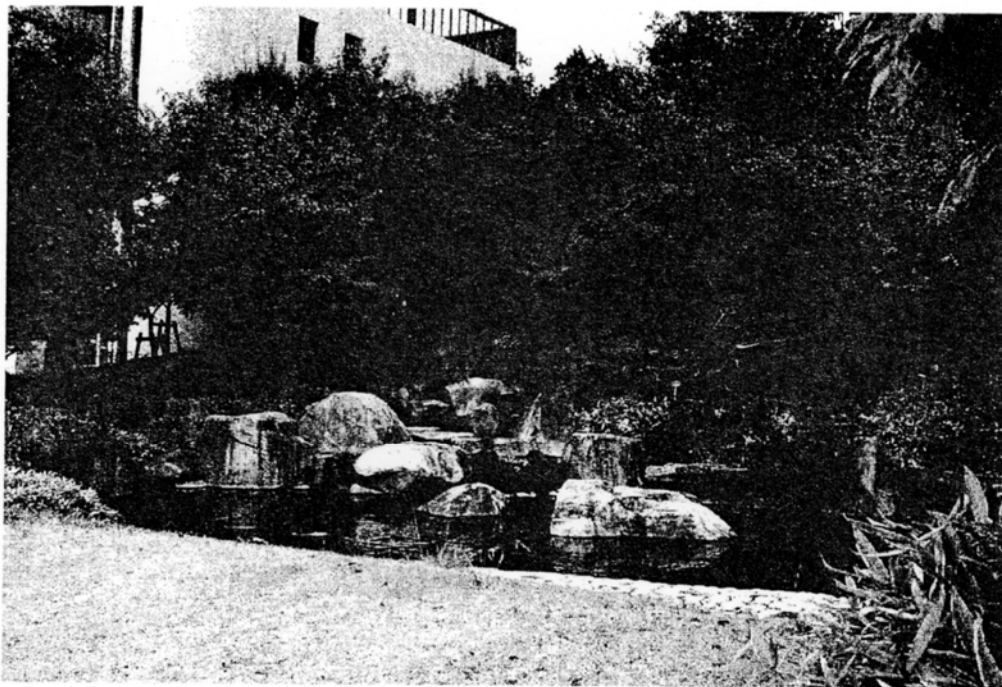
- ・ 緑地帯には、野鳥の姿が見受けられる。
- ・ 修景池では、水生昆虫などが確認されている。
- ・ 処理場見学者の評価が高い。  
平成14年度見学者数 東部浄化センター 741名 芦田川浄化センター7,980名  
沼田川浄化センター3,839名

**今後の留意事項等**

- ・ 処理水は、窒素、りんなどの含有量が多いため、藻の繁殖が目立ち、定期的な除去作業が必要である。
- ・ 樹木は、剪定等の定期的な維持管理が必要である。



【東部浄化センター平面図】



【下水処理水を利用した修景池(東部浄化センター)】

出典 「環境配慮ガイドライン 事例No.46」 広島県HP